

平成 21 年 11 月 11 日

株主及び債権者 各位

兵庫県尼崎市東本町一丁目 50 番地
ユニチカ株式会社
代表取締役 安江 健治

合併公告

当社は、平成 21 年 10 月 26 日開催の当社取締役会において、平成 22 年 1 月 1 日を効力発生日として、当社子会社のユニチカビジネスサービス株式会社（本店所在地：大阪府中央区久太郎町四丁目 1 番 3 号）を合併する合併契約書の承認を決議しましたので公告いたします。

この合併は、会社法第 796 条第 3 項の規定により、当社株主総会の承認決議を経ずに行います。また、当社は、ユニチカビジネスサービス株式会社の全株式を所有しておりますので、この合併による当社の新株式の発行及び資本金の額の増加並びに金銭等の交付はいたしません。

なお、各社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（存続会社：当社）

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（消滅会社：ユニチカビジネスサービス株式会社）

- ・掲載紙 官報
- ・掲載の日付 平成 21 年 7 月 23 日
- ・掲載頁 94 頁（号外第 154 号）

1. この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内に、書面によりその旨をお申し出ください。また、株式買取請求を希望される株主は、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、その旨及び買取請求に係る株式の数を書面によりお申し出ください。
2. この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 か月以内に、その旨をお申し出ください。

以 上